平成２３年（フ）第２７３８号
札幌市手稲区前田７条13丁目２番13号　グランドール片桐Ⅱ―207号
債務者　六条　正稔
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９６号
札幌市東区北30条東９丁目３番30号　暑寒荘28号
債務者　石沢　光則
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９９９号
北海道恵庭市柏木町531番地　北恵庭駐とん地
債務者　渡邉　宏介
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０２９号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目10番１―103号
債務者　福井　節子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４７号
札幌市白石区東札幌４条４丁目５番22号　十倉ハウスＣ―11―10号
債務者　柊澤　豪介
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３号
北海道稚内市声問３丁目17番21号
債務者　岩槻　佑子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第５７号
岩手県奥州市江刺区米里字馬場16番地
債務者　松田　千春
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第５８号
岩手県奥州市水沢区姉体町字林前167番地３
債務者　柏木　信子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第７４５号
埼玉県所沢市大字北秋津355番地の７　シャトー峯岸108
債務者　松井　京子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５０号
岐阜県多治見市住吉町２丁目30番地の12　コーポラスミズノ401
債務者　岩本　幸子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１５７号
岐阜県中津川市中津川798番地の５　北野荘１号、従前の住所東京都立川市錦町２丁目１番24号　パールハイツ西村401号
債務者　片桐　磯也
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１２５４号
大阪府藤井寺市野中３丁目８番43号
債務者　カラオケスナック茶々とそらちゃんこと　鎌田　隆子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２６７号
大阪府松原市北新町４丁目11―23パシフィック天美第20ビル208、住民票上の住所堺市北区東雲東町３丁７番13号
債務者　寺西　征史
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３０３号
堺市南区晴美台１丁29番11―202号
債務者　大前　健一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３４９号
大阪府羽曳野市古市６丁目13番23号
債務者　メルフィールこと　宮田　朱実
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３５４号
堺市南区城山台３丁１番19―108号
債務者　中辻　恵美（旧姓下元）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係